

第6章 畜産局

第1節 畜産再編総合対策

1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする食生活の高度化、多様化の進行の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹的部門に成長し、食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果たしてきた。

近年、国民経済の安定成長が定着する中で、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的には飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから緩やかな伸びに転じている。一方、牛肉の輸入自由化、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ等国際化の進展の中で、我が国畜産の存立基盤を確保するためには、生産性の向上、経営技術の高度化等経営体質の強化及び畜産物需給動向への的確な対応を主眼とした地域畜産構造の再編を早急に促進する必要がある。

このため、地域の実情に応じた地域ぐるみの生産から加工・流通までを一体とした畜産の再編成を計画的かつ効率的に推進することが重要な課題となっている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主性と創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域畜産構造の再編のための総合的な施策を展開しようとするものである。

2 対策の実施

畜産再編総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、市町村段階、都道府県段階において、地域の実情に応じつつ本対策の各事業を適切に組み合わせることにより、総合的かつ有機的

に実施するものである。

7年度においては、地域畜産の再編、中山間地域の活性化、畜産経営技術の高度化のための支援指導、飼料の生産・利用の効率化、環境保全型畜産の確立、家畜改良増殖対策、家畜衛生対策、畜産新技術の実用化・普及の推進、畜産物の流通の合理化等の各種事業を総合的に実施した。

また、平成6年10月に決定されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づく関連対策として、平成7年度補正予算において「地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備」に畜産再編総合対策（補正予算額40億円）を計上した。

事業の内容

市町村段階において行う事業については市町村農業生産総合振興計画に基づき、都道府県段階において行う事業については都道府県農業生産総合振興基本方針に基づき、全国段階において行う事業については全国的見地からの調整を図りつつ、①離農跡地の効率的な利活用、意欲ある経営体の育成、生産技術の高度化、地域畜産の再編整備に必要な拠点的な共同利用施設その他の畜産施設の整備、②農業生産条件が不利な中山間地域の活性化の促進、③飼料基盤の整備、自給飼料生産の拡大及び低コスト化等の促進、④畜産環境の保全、家畜ふん尿の土壤還元利用等の促進、⑤家畜市場、食肉処理施設等の広域畜産流通施設等の整備、⑥家畜改良施設、飼料利用高度化施設及び家畜衛生施設の整備、⑦畜産経営技術の指導体制の整備及び濃密かつ重点的な指導並びに家畜生産利用技術等の改善の促進、⑧飼料作物の生産性の向上と飼料利用の合理化の促進、⑨家畜の計画交配、能力検定等による優良な種畜の作出、選抜等の推進、⑩自衛防疫等の推進による家畜の衛生管理の促進、⑪畜産物の需給の円滑な調整及び流通消費の改善の推進、⑫畜産新技術についての実証展示とその普及の促進等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

表1 予算額（補正予算を含む）

畜産再編総合対策事業	126億円
畜産再編総合対策推進事業	97億円
合 計	223億円

第 2 節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

最近の牛乳乳製品の需給については、6年度は、記録的な猛暑の影響等により、脱脂粉乳の需給がひっ迫したことから、畜産振興事業団による脱脂粉乳1万7千トンの輸入が実施された。

7年度については、脱脂粉乳のひっ迫等に対応し、生産者団体は計画生産を3年ぶりの増産とした（前年計画比2.8%増）。生乳生産は、年度前半において6年夏の猛暑の影響による分娩の遅れ、飼養頭数の減少等により低迷したが、9月以降分娩頭数の回復等から前年を上回って推移した（847万t、前年比1.0%増）。

一方、飲用需要が天候要因等により前年を下回って推移した（515万t、前年比2.1%減）ことから、乳製品向け生乳処理量は前年を上回って推移した（前年比6.8%増）。

また、脱脂粉乳の需給は、生乳生産の回復の遅れから、年度前半においてひっ迫基調で推移すると見込まれたため、カレントアクセス分を含む3万5千トンの輸入を実施した。なお、バター在庫は依然として高水準で推移した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）の生産費等を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理販売費及び支払利子について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化を図るための基礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

(3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の保証価格の算定基準とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、

また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、大都市（東京・大阪）の牛乳小売店200店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

(5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

(7) 乳製品流通消費調査

酪農行政に必要な牛乳乳製品の需給事情を把握するため、牛乳乳製品の製造業者及び乳製品の実需者を対象として、乳製品の種類別及び用途別の消費量を調査した。

3 生乳生産・流通改善対策

(1) 本対策の趣旨

生乳の生産・流通の合理化、生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、(社)中央酪農会議、指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 生乳需給調整等対策事業

都道府県は、生乳の適正かつ円滑な需給の調整を図るため、(ア)都道府県生乳需給調整会議を開催する等、生乳の生産出荷の調整を図るための指導、(イ)生乳生産者団体・地域乳業者を対象とした生乳の生産、搬出入等の調査分析、(ウ)乳質管理向上に関する検討会を開催し、乳質管理向上対策につき指導を実施した。

イ 指定団体生乳需給調整推進事業

指定生乳生産者団体は、需給に即した生乳の計画的生産の円滑な推進及び業務の円滑な運営を図るため、(ア)県域及び地区ごとに生乳生産計画推進会議の開催及び現地指導、(イ)生乳生産の動向を把握するための酪農家の実態調査等を行った。

ウ 中央団体生乳流通改善調整指導事業

(ウ)中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売、生乳計画生産及び生乳出荷調整について、その円滑な推進を図るため、(ア)全国及び地域生乳需給調整会議を開催するとともに、指定生乳生産者団体の生乳受託販売計画の指導調整、(イ)指定生乳生産者団体の組織の強化、生乳の受託販売体制の整備充実等を図るための現地指導、専門家による経営診断及び生乳受託販売促進研修会等の開催、(エ)生乳の計画生産を円滑に推進するため現地調査の実施、全国生乳計画生産推進会議の開催等のほか、生乳の計画的生産の調査分析を行った。

エ 高品質生乳生産供給合理化対策事業

乳質ニーズの高度化に対応し、乳質検査・推進体制の整備と生乳取引の合理化を推進し、高品質生乳生産供給体制の確立を図った。

(ア) 高品質生乳生産供給合理化事業

高品質生乳生産供給合理化計画に基づき、生乳検査・指導体制の整備効率化に必要な乳質検査機器(SNF測定器、体細胞数測定器、細菌数測定器、連続自動測定調製機)を都道府県、指定生乳生産者団体等において導入した。

(イ) 高品質生乳生産供給合理化推進事業

指定生乳生産者団体において生乳取引の合理化、乳質検査・指導体制の整備等を内容とする生乳生産供給合理化計画の推進を図った。また、(ウ)中央酪農会議は、衛生的乳質(生乳中の体細胞数)とともに成分的乳質を加味した生乳取引の前提となる取引内容及び取引上

解決すべき問題事項等について検討を行った。また、全国的な需給調整及び集送乳の合理化を図るため、情報処理分析システムの検討、開発等を行った。

オ 酪農経営体育成強化推進指導事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営へ早急に集約し生産構造を改善するため、生乳生産の移動を推進するための検討会議の開催、指導を行った。

カ 酪農経営体育成強化緊急対策事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、指定生乳生産者団体等のあっせん機能を活用しつつ、減頭見合いで増頭を行うものに対する支援を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策

(1) 本対策の趣旨

近年、国際化への対応、内外価格差の縮小等が求められる中、酪農の生産性向上が図られているところであるが、乳業及び流通について、その合理化を図ることにより、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 乳業合理化総合推進対策事業

(ウ)日本乳製品協会、都道府県等は、乳業の規模及びその立地の適正化のためのビジョンに即し、関係者との調整を図りつつ、乳業の合理化等に関する指導等を行った。

表2 主要な乳製品の関税相当量(TE)又は一般関税の削減計画

	基準関税水準 → 2000年	
	基準関税水準	2000年
脱脂粉乳	466円/kg+25%	396円/kg+21.3%
バター	1,159円/kg+35%	985円/kg+29.8%
全脂粉乳	720円/kg+30%	612円/kg+25.5%
全脂加糖れん乳	599円/kg+30%	509円/kg+25.5%
脱脂加糖れん乳	299円/kg+30%	254円/kg+25.5%
脱脂無糖れん乳	299円/kg+25%	254円/kg+21.3%
ホエイパウダー	500円/kg+35%	425円/kg+29.8%
クリーム(脂肪分45%以下)	747円/kg+25%	635円/kg+21.3%
ヨーグルト	1,076円/kg+35%	915円/kg+29.8%
プロセスチーズ	40%	40%
ナチュラルチーズ		
(ゴーダー、チェダー)	35%	29.8%
(粉チーズ)	35%	26.3%
(ピザ用冷凍チーズ)	35%	22.4%
アイスクリーム		
(しよ糖50%未満)	28%	21%
フローズンヨーグルト	35%	26.3%
調製食用脂	1,363円/kg+35%	1,159円/kg+29.8%
ココア調整品(無糖)	25%	21.3%

イ 飲用牛乳等地域流通販売活性化事業

(注)全国牛乳普及協会は、地域における飲用牛乳等の流通販売の活性化を図るための活性化計画の策定等を実施した。

5 乳製品に係るUR農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド (UR) 交渉は、61年以來7年余りにわたる交渉の末、平成5年12月15日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会 (TNC) において実質的な合意に達し、平成6年4月には、WTO協定がモロッコのマラケシュにおける閣僚会合で署名された。UR農業合意の基本的な構造は、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、原則として6年間かけて実施していこうというものである。

乳製品に関しては、

(1)すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を6年間で最低15%削減

(2)現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち畜産振興事業団による輸入分は生乳換算で13万7千トン

を毎年輸入
という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

第 3 節 畜産物の価格流通対策

1 畜産振興審議会

第36回畜産振興審議会は、8年3月14日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により2年とされているが、任期途中で北原三平委員 (全国町村会常任理事)、高須博委員 (協同組合日本飼料工業会会長)、橋本達雄委員 (全国農業協同組合連合会副会長)、石田政春特別委員 (社団法人日本食肉市場卸売協会会長)、只野喜男特別委員 (飼料輸出入協議会理事長) が辞任され、新たに7年9月16日付けて安部惇委員、江渡進委員、森口旻委員、高野武雄特別委員、森治良特別委員、中川一巳特別委員がそれぞれ任命された。委員及び特別委員は次のとおりである。

畜産振興審議会委員

安部 惇 全国町村会常任理事
伊藤 研一 日本ハム・ソーセージ工業協同組合副理事長
犬伏 孝治 財団法人畜産環境整備リース協会理事長

今村奈良臣 日本女子大学家政学部教授
江渡 進 協同組合日本飼料工業会会長
大木美智子 消費科学連合会副会長
甲斐 諭 九州大学農学部助教授
香川 芳子 女子栄養大学学長
金森 房子 東京都立立川短期大学講師
栗原 喜一 共同通信社論説副委員長
桑原 茂人 読売新聞社論説委員
高野 博 全国農業協同組合中央会常務理事
正野 勝也 社団法人日本乳製品協会会長
白根 亨 社団法人中央畜産会副会長
関谷 俊作 財団法人日本食肉流通センター理事長
千野 忠男 農林漁業金融公庫副総裁
塚田 實 財団法人農林年金福祉団理事長
並河 澄 社団法人全国和牛登録協会会長
花木 常夫 社団法人日本養鶏協会副会長
松田 利民 北海道副知事
松山 光治 日本中央競馬会副理事長
森 整治 東京穀物商品取引所理事長
森口 旻 全国農業協同組合連合会副会長
吉田小夜子 養豚自営業
和田 恭三 酪農自営業
畜産振興審議会特別委員
井島 榮治 社団法人日本食鳥協会会長
伊藤 義浩 全国牛乳商業組合連合会会長
入谷 明 近畿大学生物理工学部教授
金川 幹司 社団法人北海道酪農協会会長
亀岡 暄一 社団法人日本科学飼料協会理事長
古賀 脩 九州東海大学農学部教授
小林 桂 全国農業会議所事務局長
生源寺真一 東京大学農学部助教授
高野 武雄 全国食肉事業協同組合連合会会長
高原 弘 全国畜産農業協同組合連合会専務理事
竹内 啓 山口大学農学部教授
竹内 稔 酪農自営業
内藤 進 社団法人全国肉用牛協会専務理事
中川 一巳 飼料輸出入協議会理事長
中瀬 信三 社団法人家畜改良事業団理事長
中田 俊男 全国乳業協同組合連合会副会長
西原 高一 社団法人中央酪農会議専務理事
温 忠明 全国酪農業協同組合連合会常務理事
萩原 正敏 社団法人日本卵業協会会長
藤原 房子 商品科学研究所所長
堀 喬 全国農業協同組合連合会常務理事
堀内 潤一 全国開拓農業協同組合連合会専務理事
水間 豊 東北大学農学部名誉教授

向田 孝志 財団法人北海道農業開発公社理事長
森 治良 社団法人日本食肉市場卸売協会会長
審議会の各部会委員及び特別委員は、次のとおりである。

【企画部会】

委員 伊藤研一、犬伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、香川芳子、金森房子、栗原喜一、桑原茂人、高野博、正野勝也、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、松田利民、松山光治、森口旻、和田恭三

特別委員 小林桂、生源寺真一、高野武雄、竹内稔、内藤進、温忠明、水間豊

【家畜改良部会】

委員 伊藤研一、犬伏孝治、甲斐諭、正野勝也、塚田實、並河澄、花木常夫、吉田小夜子

特別委員 入谷明、金川幹司、中瀬信三、堀喬、水間豊

【酪農部会】

委員 安部惇、犬伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、甲斐諭、香川芳子、金森房子、栗原喜一、桑原茂人、高野博、正野勝也、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、松田利民、松山光治、森口旻、和田恭三

特別委員 伊藤義浩、生源寺真一、竹内稔、中田俊男、西原高一、藤原房子、向田孝志

【養鶏部会】

委員 江渡進、大木美智子、金森房子、桑原茂人、高野博、関谷俊作、花木常夫

特別委員 井島榮治、古賀脩、竹内啓、中瀬信三、萩原正敏、藤原房子、堀喬、水間豊

【食肉部会】

委員 安部惇、伊藤研一、犬伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、甲斐諭、香川芳子、金森房子、栗原喜一、桑原茂人、高野博、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、松山光治、森口旻、吉田小夜子、和田恭三

特別委員 生源寺真一、高野武雄、高原弘、内藤進、藤原房子、堀内潤一、水間豊、森治良

【飼料部会】

委員 安部惇、犬伏孝治、今村奈良臣、江渡進、栗原喜一、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、並河澄、松田利民、松山光治、森口旻

特別委員 亀岡暄一、小林桂、中川一巳

農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、6月2日、28日、11月10日、12月12日、20日に企画部会、12月20日に家畜改良部会及び養鶏部会、3月21日に飼料部会、3月26日に食肉部会、3月27日に酪農部会がそれぞれ開催され、3月21日の飼料部会においては、「8年度飼料需給計画」(諮問別記(1))、3月26日の

食肉部会においては、「8年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(2))、「8年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(3))、3月27日の酪農部会においては、「8年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(4))につき審議が行われた。

これらの各部会での審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記(5))がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、8年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の保証価格等が決定され、3月29日に告示(別記(6))された。

別記(1)

8畜B第291号

平成8年3月14日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大原 一三

諮問

飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)第3条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しに関する平成8年度飼料需給計画を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

別記(2)

8畜A第617号

平成8年3月14日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大原 一三

諮問

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成8年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(3)

8畜A第618号

平成8年3月14日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大原 一三

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成8年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留

意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(4)

8 畜A第608号

平成 8 年 3 月 14 日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 大原 一三

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第 1 項の規定に基づき平成 8 年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

(企画部会)

7 畜審第14号

平成 7 年 12 月 20 日

農林水産大臣 野呂田 芳成殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成 6 年 10 月 12 日付け 6 畜B第1607号で諮問のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府から提出のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(案)の内容は、おおむね妥当と認められる。

建 議

- 1 この基本方針を達成するためには、格段の努力が必要である。従って、この基本方針に即して、各般の施策の具体化を図り、その適切な展開に努めること。
- 2 この基本方針について、生産者はもとより、関係機関・団体等の平かな理解が得られるよう、あらゆる機会を活用して、その内容の周知徹底を図り、関係者の合意形成に努めること。
- 3 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく新しい国境措置の下で、中長期的な観点から国際化にも対応し得る酪農及び肉用牛生産の確立並びに効率的な流通加工体制の整備を図るため、当事者の主体的な取組みを基本に、関係機関・団体の一体的な

協力、支援により、経営体質の強化、生産性の向上、流通・加工の合理化等を一層促進すること。

なお、生産・流通加工コストの低減等に資するため、諸規制の緩和に引き続き努めること。

- 4 酪農及び肉用牛経営の担い手の確保に努めるとともに、経営体質の強化、国土の有効利用等に資するため土地利用の集積等による土地基盤に立脚した経営体の一層の育成に努めること。

また、農地への還元を基本とした家畜ふん尿の適切な処理の促進等により畜産環境問題に適切に対処すること。

- 5 生産性の向上の成果を的確に消費者価格に反映させるため、流通の合理化と併せ、価格政策等の適切な運用に努めること。
- 6 多様化する消費者ニーズに的確に対応しつつ、国産の牛乳・乳製品及び牛肉に関する知識の普及及び情報の提供等を通じた消費拡大に努めること。

(家畜改良部会・養鶏部会)

7 畜審第15号

平成 7 年 12 月 20 日

農林水産大臣 野呂田 芳成殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成 6 年 10 月 12 日付け 6 畜A第2308号で諮問のあった平成17年を目標年次とする家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標案については、慎重に審議を進めた結果、適当と認める。

なお、政府は本目標を達成するため、家畜にあっては能力の検定及び受精卵移植、DNA解析等新技術の活用等による優れた種畜の生産とその利用、鶏にあっては能力の検定及び胚操作等新技術の活用等による優れた種鶏の作出とその利用を基本とした改良増殖対策の拡充強化を図るとともに、需給の動向に即し、生産から流通に至る各般の施策を総合的に実施することにつき十分配慮されたい。

(飼料部会)

8 畜審第 5 号

平成 8 年 3 月 21 日

農林水産大臣 大原 一三殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

平成 8 年度飼料需給計画について(答申)

平成 8 年 3 月 14 日付け 8 畜B第291号をもって諮問のあった平成 8 年度飼料需給計画については、政府試案により決定することを適当と認める。

なお、併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低減を図る上において飼料費の節減及び飼料の安定供給が極めて重要であることに鑑み、次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

- 1 自給飼料については、輸入飼料を巡る状況が変化している中、生産コストの引下げと飼料生産基盤の強化により大家畜産経営の体質強化を図ることが一層重要となっている。

このため、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即し、その中で示された経営及び飼料作物生産に係る指標を踏まえ、飼料生産基盤の拡充整備、既耕地・低利用地等の畜産農家への集積、稲わら等の利活用、里山・林野・公共牧場の活用等による放牧の促進、飼料生産の共同化・受託組織の育成、優良な草種・品種の普及、飼料生産・放牧技術の向上等の促進を図ること。

- 2 濃厚飼料については、現下の飼料穀物の国際需給情勢に鑑み、配合飼料価格安定制度について、配合飼料の価格上昇が畜産経営に及ぼす影響に十分配慮し、適切な運用に努めること。なお、畜産物の価格算定に当たっては、飼料価格の動向等を適切に反映させること。

政府操作飼料についても、その需給及び価格の安定に努めること。

飼料穀物の備蓄対策については、特に端境期等における対応を含め、円滑な運用に万全を期すること。

また、製造・流通の合理化努力等を通じて適正な価格形成が図られるよう一層の努力を払うこと。特に、昨年度に創設された単体飼料用とうもろこし及び大麦の丸粒流通措置について、制度の一層の普及に努めるとともに、来年度から実施される予定の配合飼料の混入規制の緩和措置についても、その適切な運用に努めること。

更に、国民の食生活において重要な地位を占める畜産物の安全性を確保するため、都道府県とも連携し、流通飼料の安全性確保体制の万全を期すること。

(食肉部会)

8 畜審第6号

平成8年3月26日

農林水産大臣 大原 一三殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成8年3月14日付け8畜A第617号で諮問があつ

た平成8年度指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成8年3月14日付け8畜A第618号で諮問があつた平成8年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 豚肉及び牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を定めることは、やむを得ない。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については、平成8年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、家畜改良増殖目標等に示された中長期的な展望の下、我が国畜産業の安定及び健全な発展が図られるよう、施策の総合的な展開を図ること。
- 2 肉用牛生産については、生産コストの低減と品質の向上を図るため、優良繁殖牛資源の確保、斉一性の高い肥育牛を生産出荷する体制の整備等を推進すること。また、肉用子牛生産の維持拡大対策、肥育経営の安定緊急対策、地方特定品種対策等を推進すること。さらに、輸入牛肉との競合の著しい乳用種牛肉の肉質の向上や販売促進の方策等について検討すること。
- 3 肉用子牛生産の安定を図るため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の借入金の償還円滑化対策を講ずる等、肉用子牛生産者補給金制度の安定的な運営に努めること。
- 4 養豚経営の体質強化を図るため、養豚問題検討会報告書を踏まえ、優良種豚の導入、先進技術の導入等の推進により生産性の向上を図るとともに、生産者のみならず流通業者等も含む関係者が一体となって取り組む養豚振興のための活動を推進すること。また、地域肉豚生産安定基金の適切な運用に努めること。
- 5 生産性の向上を著しく阻害する慢性疾患の防除対策並びに畜産物の安全性及び品質の確保を図るための家畜の管理技術の向上及び指導体制の強化を図ること。

- 6 生産資材コストの削減に資するため、飼料、畜舎、動物用医薬品等に係る規制の緩和に引き続き努めること。また、家畜改良増殖体制の整備及び家畜ふん尿処理等に関する環境保全対策を推進するほか、経営体質の強化を図るため、経営・財務管理等に係る指導体制の整備を推進すること。
- 7 生産者から消費者に至る食肉流通の合理化・高度化を一層推進するため、産地食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地における部分肉処理施設の整備、消費地における食肉の処理・配送拠点の整備等を行うこと。
- 8 食肉に関する原産地等の適切な表示の普及、食肉に関する知識及び情報の提供、国産食肉消費の拡大等の施策を推進すること。

(酪農部会)

8 畜審第 9 号
平成 8 年 3 月 27 日

農林水産大臣 大原 一三殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成 8 年 3 月 14 日付け 8 畜 B 第 608 号で諮問のあった平成 8 年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府諮問に係る保証価格等及び限度数量については、保証価格等の算定につき一部に反対ないし強い不満があったが、生産条件、消費の動向及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 我が国酪農の安定及び健全な発展が図られるよう、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即し、施策の総合的な展開を図ること。
- 2 生乳の広域流通の進展を踏まえ、集送乳の合理化、余剰生乳の適切な処理による生乳流通の合理化を図り、生乳流通コストの低減を促進すること。
- 3 国際化の進展に対応し、我が国乳業の経営体質と国際競争力を強化するため、乳業工場の再編合理化を総合的に推進すること。

その際、乳業施設の設置規制のあり方については、

生産性向上等を図る観点から、その見直しを行うとともに、学乳事業のあり方については、一層効率的なものとする方向で検討すること。

- 4 最近の消費動向及び国民の栄養摂取の実態にかんがみ、関係各方面との連携を図りつつ、牛乳・乳製品に関する知識及び情報の普及を通じ消費の一層の拡大に努めること。

特に、国際化の進展が見込まれる中で、輸入乳製品との競合のおそれの少ない飲用牛乳、生クリーム等をはじめ、チーズ、バター等の消費拡大を図り、もって国内生産の安定的発展を図ること。

さらに、無脂乳固形分を加味した乳成分取引の導入を積極的に推進すること。

- 5 ゆとりある酪農を実現するため、引き続き、酪農ヘルパー、コントラクターの普及・定着を図るとともに、経営の安定を図るため、家畜ふん尿処理等に関する環境保全対策を推進すること。

別記(6)

農林水産省告示第 399 号

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 8 年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき告示する。

平成 8 年 3 月 29 日

農林水産大臣 大原 一三

- 1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の豚半丸枝肉 1 キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	390円
安定上位価格	515円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	365円
安定上位価格	480円

- 2 規則第 3 条第 2 項第 1 号の牛半丸枝肉 1 キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	820円
安定上位価格	1,070円

農林水産省告示第 400 号

- 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 8 年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第 8 項の規定に基づき告示する。

平成8年3月29日

農林水産大臣 大原 一三

農林水産大臣 大原 一三

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1頭につき、 304,000円
褐毛和種	1頭につき、 280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1頭につき、 203,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 156,000円

農林水産省告示第401号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成8年3月29日

農林水産大臣 大原 一三

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1頭につき、 267,000円
褐毛和種	1頭につき、 246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1頭につき、 150,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 111,000円

1 1の合理化目標価格について、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。

農林水産省告示第402号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき、平成8年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成8年3月29日

1 加工原料乳の保証価格	単 位	保証価格	
	1キログラム	75.75円	
2 加工原料乳の基準取引価格	単 位	基準取引価格	
	1キログラム	64.26円	
3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度額として農林水産大臣が定める数量		2,300千トン	
4 指定乳製品の安定指標価格	種 類	単 位	安定指標価格
	バター	1キログラム	993円
	脱脂粉乳	25キログラム	12,841円
	全脂加糖れん乳	24.5キログラム	8,055円
	脱脂加糖れん乳	25.5キログラム	7,193円

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

2 畜産振興事業団の業務の運営状況

(1) 資本金及び交付金

ア 資本金

7年度末における事業団の資本金は、政府出資108億2,218万円、乳業者等の民間出資4億7,670万円（民間出資者数85名）、合計112億9,888万円であった。

イ 交付金

7年度において、国から事業団に交付された交付金は、学校給食用牛乳供給事業に対する補助に要するもの51億5,379万円、加工原料乳に対し不足払を行う指定生乳生産者団体補給交付金の交付に要するもの260億9,840万円、肉用子牛生産の安定及びその他食肉に係る畜産の振興に資するための肉用子牛生産者補給金等の交付等に要するもの1,030億6,218万円の合計1,343億1,437万円であった。

(2) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

7年度における主要乳製品のバター及び脱脂粉乳の生産量は、生乳生産量がわずかに前年を上回ったものの、飲用牛乳等向けの需要が下回ったことから、バター

一が前年度比109.0%、脱脂粉乳が前年度比107.4%とかなりの程度上回った。

このような状況下において、国際約束に基づくカレントアクセス分として脱脂粉乳17,917トンを入力し、6月まで順次売渡しを行ったが、需給状況が逼迫したことから、16,711トンを緊急輸入し、9月までに全量を売渡した。

脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、国際約束に従って、売買同時入札方式によりホエイパウダー及びたんぱく質濃縮ホエイ1,996トンの売買を実施した。このほか、従来の入札方式によりたんぱく質濃縮ホエイを980トン輸入したが、これについては過去国内での使用経験が乏しかったこともあって、529トンは売渡したが、450トンを在庫として次年度へ持ち越した。

また、事業団以外の者の指定乳製品等の輸入については、事業団の買入れ・売戻し件数は183件で、その数量は76トンとなった。

バターは、7年度当初には38千トン強の在庫水準であったが、業務用バターの消費が進んだこと及び指定助成対象事業による「生クリーム等生産振興緊急特別対策事業」を実施したこともあり、年度末では、30千トン弱の水準まで在庫量が改善された。

イ 指定食肉

指定食肉の7年度における卸売価格は、牛肉については、安定価格帯の中心価格を上回って推移した。また、豚肉については、2年続きの夏場の猛暑の影響による出荷頭数の減少及び国内生産の減少を補う形で輸入が増加し、11月1日から緊急措置の発動となったこと等により卸売価格は、中心価格を超えて推移した。

ウ 鶏卵

7年度の鶏卵の補てん基準価格は、163円/kgと定められた。卸売価格は、203円/kg（前年度比116.6%）と大幅に上昇した。補てん状況については、5～8月まで(独)全国鶏卵価格安定基金及び(独)全日本卵価安定基金による価格差補てんが行われたが、9月以降は、価格の回復から補てんはなされなかった。

(3) 債務保証業務

7年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証4億2,300万円(9件)であった。期中における新規保証額は、3億9,600万円(9件)であり、また償還額は、4億2,300万円であったので、年度末保証残高は、運転資金に係る保証3億9,600万円となった。

(4) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

7年度においては、従来の学校単位毎の牛乳供給日

数に応じた消費拡大分の助成に加え、供給合理化計画を策定し実施する場合の供給合理化を加味した助成を実施し、牛乳供給量46万6,993klについて、合計53億7,458万円の補助を行った。

本事業により学校給食用の牛乳供給を実施した学校は、小学校2万4,076校（全国総数対比98.1%）、中学校9,570校（同84.9%）、夜間高等学校812校（98.2%）及びその他校832校（86.0%）で、合計3万5,290校（同93.8%）であった。

この他、学校給食用牛乳の消費定着を促進するための事業に対し、1,479万円の補助を行った。

イ 指定助成対象事業

7年度の指定助成対象事業については、生産対策事業、流通消費改善対策事業、価格対策事業等93事業に対し、補助事業として791億9,225万円の助成を行った。

(5) 加工原料乳生産者補給金交付業務

7年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量230万tに対し、知事認定数量236万4,557tと限度数量を上回ったことから、限度数量230万tについて生産者補給交付金を交付した。その総額は、264億2,700万円で、単価は11円49銭/kg（保証価格75円75銭と基準取引価格64円26銭との差額）であった。

(6) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

7年度の生産者補給金は、「黒毛和種」については、平均売買価格が保証基準価格を上回って推移したため、交付はなく、「褐毛和種」1万3,296頭を対象に2億9,323万円、「その他肉用専用種」1万7,022頭を対象に8億4,758万円、「肉専用種以外の品種」74万28頭を対象に285億5,571万円、合計296億9,652万円を交付するとともに、29億9,539万円の生産者積立助成金を交付した。

(7) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、7年度からインターネットを利用して畜産4団体の情報提供のホームページを開設する等ネットワーク化に取り組んだ。この経費の総額は6億5,644万円であった。

(8) 畜産物の需要増進業務

7年度は、特産畜産物フェア、需要開発調査研究事業、新聞、雑誌等の各種媒体を通じた消費啓発事業等を実施した。この経費の総額は、1億6,917万円であった。

3 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

7年度の牛肉の国内生産は、肉専用種、乳用種ともに減少し、全体では前年度をわずかに下回る41万4千t(部分肉ベース)となった。

輸入については、4、5年度と大幅に増加したものの、6年度はその伸びが鈍化した。

UR合意実施初年度となる7年度は、前年度をかなり上回る65万8千tとなった。

牛肉の卸売価格(省令価格(去勢牛の「B-2」「B-3」規格))は、7年度は季節変動はあるものの、概ね安定的に推移し、年度平均では、前年度をわずかに上回る水準となった。

小売価格については、国産牛肉は前年度を下回る水準で推移したが、輸入牛肉は前年度を上回った。

(2) 豚 肉

7年度の豚肉の国内生産は、前年度をやや下回る90万9千t(部分肉ベース)となった。

7年度の輸入量は、11月以降、関税の緊急措置が発

動されたにもかかわらず前年度をかなり上回り、53万5千t(部分肉ベース)となった。

卸売価格は、夏場に猛暑の影響による出荷頭数の減少等から急上昇したこともあり、年度平均では、前年度をやや上回った。

小売価格は、前年度をやや上回る水準で推移した。

(3) 鶏 肉

7年度の鶏肉の国内生産は63年度以降、前年並ないし前年をやや下回って推移しており、7年度は前年度をわずかに上回り、127万1千t(骨付きベース)となった。

卸売価格(と体大)は、4年度以降前年度を下回る水準で推移した。

(4) 鶏 卵

7年度の鶏卵の国内生産は、3年度以降やや増加したものの、6年度以降、前年をわずかに下回って推移し、7年度は前年度をわずかに下回る255万tであった。

卸売価格は4年1月以降低水準で推移していたが、6年夏以降、概ね前年を上回って推移し、7年度は前年度を大幅に上回る水準であった。

表3 食肉・鶏卵の需給の推移

区 分	(枝肉ベース、単位：トン、%)							
	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵	鶏 卵
4年度 生産量	595,733	1,432,285	5,540	477	1,364,587	3,398,622	2,575,081	
輸出量	66	111	0	0	6,712	6,889	68	
輸入量	604,899	667,452	42,997	106,811	398,028	1,820,187	91,929	
計	1,200,566	2,099,626	48,537	107,288	1,755,903	5,211,920	2,666,942	
指数	199.1	128.3	54.1	67.9	146.6	141.4	130.7	
構成比	(23)	(40)	(1)	(2)	(34)	(100)		
5年度 生産量	594,541	1,437,804	6,571	483	1,318,752	3,358,151	2,599,056	
輸出量	62	216	6	0	5,347	5,631	44	
輸入量	809,873	649,776	39,558	90,544	389,817	1,979,568	98,523	
計	1,404,352	2,087,364	46,123	91,027	1,703,222	5,332,088	2,697,535	
指数	232.9	127.6	51.4	57.6	142.2	144.7	132.1	
構成比	(26)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)		
6年度 生産量	605,108	1,376,643	7,812	439	1,268,190	3,258,192	2,563,319	
輸出量	69	112	0	0	2,999	3,180	45	
輸入量	834,236	718,637	27,031	81,448	488,542	2,149,894	103,853	
計	1,439,275	2,095,168	34,843	81,887	1,753,733	5,404,906	2,667,127	
指数	238.7	128.0	38.8	51.8	146.4	146.7	130.7	
構成比	(27)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)		
7年度 生産量	591,601	1,299,264	8,639	342	1,270,988	3,170,834	2,549,672	
輸出量	72	115	0	0	2,859	3,046	70	
輸入量	940,529	763,779	32,638	83,110	541,825	2,361,881	109,901	
計	1,532,058	2,062,928	41,277	83,452	1,809,954	5,529,669	2,659,503	
指数	254.0	126.1	46.0	52.8	151.1	150.1	130.3	
構成比	(28)	(37)	(1)	(2)	(33)	(100)		

(注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月表」を枝肉換算

3 計は、(生産量-輸出量+輸入量)である。

4 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量は家きん肉である。

5 指数は55年度を100として計算。同欄の()は同年の品目合計を100とした構成比である。

表 4 食肉・鶏卵の価格の推移

	牛		豚		鶏		鶏卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
4年度	1,025(87)	398(102)	500(98)	161(102)	240(97)	113(103)	163(76)	272(82)
5年度	1,057(103)	395(99)	451(90)	160(99)	222(93)	111(98)	161(99)	272(100)
6年度	1,006(95)	393(99)	453(100)	159(99)	203(91)	109(98)	169(105)	277(102)
7年度	997(99)	391(99)	477(105)	161(101)	199(98)	107(98)	197(117)	296(107)
4月	990(101)	392(99)	475(108)	160(100)	203(98)	109(99)	176(109)	284(98)
5月	908(96)	392(100)	463(107)	160(100)	203(100)	107(98)	165(120)	274(104)
6月	945(100)	384(98)	556(111)	161(101)	198(98)	108(99)	158(117)	259(104)
7月	935(94)	381(97)	513(99)	159(100)	197(98)	107(98)	157(121)	256(108)
8月	977(98)	377(97)	524(91)	160(102)	197(98)	107(99)	162(107)	253(102)
9月	1,010(95)	380(96)	466(91)	161(101)	194(97)	108(99)	228(117)	304(106)
10月	1,023(96)	386(98)	396(103)	161(101)	197(96)	106(97)	214(120)	332(110)
11月	1,079(105)	401(104)	421(104)	162(103)	197(98)	106(99)	217(121)	315(110)
12月	1,052(104)	401(102)	448(108)	162(103)	201(98)	107(98)	252(119)	339(110)
8年								
1月	1,004(96)	400(102)	451(111)	162(101)	204(100)	109(99)	192(107)	292(106)
2月	1,040(104)	400(101)	537(131)	159(99)	202(101)	108(99)	224(118)	320(110)
3月	1,001(101)	392(100)	479(108)	160(99)	200(98)	107(99)	223(123)	328(114)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「プロイラー流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」による東京における1kg当たり価格。

小売価格は総理府「小売価格調査報告」による東京都区部における100g当たり価格。但し、卵は1kg当たり価格。

(注) 1 () は前年同月比 (%) である。

2 牛肉、豚肉の価格は消費税額を含む。

表 5 食肉加工品生産量の推移

	(単位：千t)			
	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
4年度	170(97)	75(102)	298(102)	544(100)
5年度	166(97)	78(104)	304(102)	547(101)
6年度	168(102)	76(97)	306(101)	550(101)
7年度	167(99)	77(101)	311(101)	555(101)

資料：畜産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) () 内は前年度比 (%) である

4 食肉等の流通対策

(1) 家畜市場近代化総合整備事業

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編・移転整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を図った。(7年度2か所補助)

(2) 国産食肉産地体制整備事業

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の省力化設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉セ

クターの整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

7年度は、基幹施設の新設1か所について補助した。

(3) 鶏卵流通改善事業

我が国の脆弱な液卵製造、流通体制を整備することにより、良質液卵のコストの低減、品質の安定・向上を実現させ、国産良質液卵の需要拡大を図るとともに、輸入液卵需要者に対する国産液卵利用の道を開き、鶏卵生産の安定に資することとした。

(4) 食肉小売適正化対策指導事業

食肉小売段階の改善を図り、消費者の合理的な食肉購買を促進するため、各都道府県知事が指定した標準食肉販売店において、食肉小売品質基準に基づく適正表示販売を行わせるとともに、消費者モニターによる販売状況調査及び県段階で消費者モニターと業界との定期的な懇談会を実施した。

7年度は19県において約2,700店が標準食肉販売店の指定を受け27県において懇談会を57回開催し、本事業の推進に当たった。

5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉

用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を平成2年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行っているが、50年度以降、補てん財源の構成について助成している。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵の衛生的な生産確保のためのモニタリング衛生検査体制の整備を行うとともに、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行った。

第4節 家畜及び鶏の改良増殖対策

1 家畜の改良増殖対策

(1) 乳用牛改良増殖対策事業

ア 乳用牛群検定普及定着化事業

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、更に生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

7年度は、46都道府県で、総検定農家数13,755戸、総検定頭数528,434頭の能力検定を実施し、検定頭数の普及率は43.6%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進事業

乳用種雄牛後代検定事業は、凍結精液利用技術の急速な普及定着に伴い、乳用牛の能力向上に大きな影響を及ぼす雄側からの改良を推進するものとして、国の家畜改良センターや都道府県のステーションを中心に実施してきたところであるが、近年の国際化の進展に対応して酪農が安定的に発展するためには、さらに雄

側からの改良を効率的に推進する必要があり、牛群検定農家を活用して民間の候補種雄牛をも含めた統一的な後代検定を実施した。

7年度は56頭の種雄牛が新たに選抜供用され、昭和44年度以降これまで437頭の種雄牛が遺伝的能力の優れた検定済種雄牛として、広域のかつ効率的に利用されている。

(2) 肉用牛改良増殖事業

ア 肉用牛群改良基地育成事業

肉用牛の品種の特性を活かした効率的かつ組織的な育種改良により産肉性等経済能力の向上を図るため、計画交配と産肉能力検定による優良種雄牛の選抜、受精卵移植技術等を活用した雌側からの改良の推進、低コスト生産に適した放牧肉用牛の改良の促進等を行う事業を全国22道県で実施した。

イ 肉用牛品質向上対策事業

(ア) 肉用牛群資質向上対策

肉用牛の資質の向上を図るため、繁殖雌牛改良組合を組織化し、肉用子牛生産者補給金制度を活用し、枝肉成績を組織的にとりまとめ繁殖経営にフィードバックし優良繁殖雌牛群の整備を図るとともに、生産諸データをとりまとめ生産経営技術の改善指導を行う事業を、全国47か所で実施した。

(イ) 交雑種肉用牛品質向上対策

交雑種生産用として高能力を発揮する種雄牛を効率的かつ早期に選定し、優良交雑種素牛を生産するための体制整備を行う事業を、全国14か所で実施した。

ウ 沖縄肉用種雄牛供給事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付ける事業を実施した。

(3) 豚改良増殖事業

ア 優良種豚育種効率向上推進型

生産性の向上や豚肉の品質向上の根幹となる純粋種豚の改良を図るため、民間の種豚生産者の組織化による改良組合の育成、種雌候補豚及び種雄候補豚の能力検定の実施、精液の活用を図るとともに、優良種豚生産者へ貸し付ける事業を、全国14県で実施した。

イ 優良系統豚利用定着化型

都道府県等により造成されつつある系統豚等の利用を推進するため、組合せ検定用種豚豚の導入、系統間F₁母豚の繁殖・産肉能力の調査、肉豚の産肉能力等の調査を行う系統豚の組合せ検定を、11県で実施した。また、系統豚の維持利用を促進するため、系統維持群の能力・血統管理を全国6県で実施した。

(4) 優良種馬改良増殖推進事業

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、6道県において実施した。

(5) 鶏の改良増殖事業

ア 鶏の能力検定推進型

(7) 優良国産鶏作出体制整備

ア) 種鶏性能調査

生産性の向上や鶏卵・鶏肉の品質の向上の根幹となる素材鶏の改良を図るため、素材鶏及び優良系統の能力調査を、都道府県施設で実施した。7年度は、卵用鶏4県、肉用鶏1県について、検定を実施した。

イ) 組合せ検定

農家に普及可能な優良組合せを選定するとともに地域に適した優良組合せを検定するため、国、都道府県の主要系統を計画的に交配した組合せ検定を、都道府県施設で実施した。

7年度は、卵用鶏12県、肉用鶏3県について、それぞれ検定を実施した。

ウ) フィールド性能調査

国及び都道府県において優良国産鶏として普及し得ると目される優良組合せについて、農家段階における性能調査試験を実施した。

7年度は、卵用鶏5県、肉用鶏9県において、それぞれ検定を実施した。

(イ) 鶏の育種改良強化

高品質鶏肉生産の基礎となる在来鶏の改良、凍結精液利用技術の実用化を推進し、凍結精液を利用した高能力な卵用鶏の系統造成及び消費者ニーズに対応した育種素材の有効利用を行う事業を実施した。

7年度は、在来鶏等改良事業を3県、凍結精液利用実用化推進事業を5県、凍結精液利用系統造成事業を3県、優良素材鶏利用事業の赤玉タイプを4県、もも肉タイプを2県において実施した。

イ 優良国産鶏の増殖普及システム強化型

国産種鶏の安定供給体制を整備し、優良国産鶏の増殖普及を図るため、飼養者に対する管理技術指導等を実施した。7年度は、9県において実施した。

(6) 種 畜 検 査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われ、6年度は、5,622頭が合格した。

2 家畜改良センター

家畜改良センターは、我が国畜産の厳しい情勢に対応して、より一層の家畜の能力向上、飼養管理技術の改善等を通じた生産コストの引き下げ、畜産経営の体質強化等を推進するため、近年発展の著しいバイオテクノロジー等畜産新技術を活用した効率的な改良増殖を推進する機関として、平成2年10月に発足した。

平成7年度においても、その基本方針に基づき、①家畜・家きんの改良増殖、②先端技術の開発・実用化、③畜産新技術の実証展示及び指導研修、④家畜改良等情報システムの整備、⑤種子対策、⑥飼料作物流通種子検査、⑦ジーンバンク事業等の各事業を実施した。(運営費76億3,429万円、施設整備費14億9,837万2千円)

(1) 家畜・家きんの改良増殖

家畜・家きんの改良増殖については、畜種別に以下の改良増殖事業を実施するとともに、優良種畜等の配布を行った。

ア 乳用牛

酪農経営の安定を図るためには、乳量、乳質及び産肉面で優れた種雄牛を広域利用し、乳用牛群全体の能力向上を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用したきょうだい検定による新育種手法により種雄牛を作出する、乳用優良牛群育種改良事業(MOET)を実施するとともに、泌乳能力に加え産肉能力に優れた種雄牛を作出するため、候補種雄牛について能力検定を行う乳用種雄牛能力検定事業を、新冠、十勝、岩手及び宮崎の各牧場で分担して実施した。

また、新冠、岩手及び宮崎牧場において乳用牛舎の堆肥盤関連施設等の整備を行った。

(運営費3億8,976万8千円、施設整備費4億9,247万5千円)

イ 肉用牛

牛肉の輸入自由化に対応し肉用牛経営の安定を図るためには、生産性に優れた肉用牛の改良増殖を推進し低コスト化を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用した効率的な育種手法により種雄牛を作出する、肉用牛改良効率促進事業を、奥羽及び鳥取牧場が分担して実施するとともに、増体量、枝肉歩留、肉質等の特定の形質について遺伝力が高い牛群を作出し、これらの特定形質の導入が必要な育種実施主体に供給することを目的とする、肉用牛優良形質固定事業を奥羽及び宮崎牧場において実施した。また、産肉性及び粗飼料の利用性が高い外国種等肉用牛の種雄牛を作出する外国種等肉用牛育種改良事業を、十勝、奥羽

及び阿蘇の各牧場で実施するとともに、肉質のバラツキの少ない交雑種(F1)生産のための肉用種雄牛高度利用事業を十勝牧場で実施した。なお、奥羽、鳥取及び宮崎牧場の肉用牛舎の堆肥盤関連施設の整備を行った。

(運営費、3億5,920万3千円、施設整備費1億4,843万6千円)

ウ 豚

豚肉消費の多様化に対応し効率的な肉豚生産を行い養豚経営の安定化を図るためには、齊一で能力の高い系統豚の普及が不可欠である。このため、ハンブシャー種及びデュロック種の雄型系統について、優良系統を作出する豚系統造成事業を実施するとともに、系統造成のための育種素材の確保供給を行う優良純粋種豚確保供給事業を茨城及び宮崎で分担して実施した。なお、茨城牧場において、堆肥盤の整備を行った。

(運営費1億6,257万1千円、施設整備費2,081万1千円)

エ 鶏

我が国の気候風土にあった国産鶏の改良増殖を推進するため、その実用鶏作出のもととなる優良基礎系統の造成を行う鶏系統造成事業を岡崎及び兵庫牧場で実施するとともに、血液型、DNA型判定技術を応用したサルモネラ抵抗鶏を作出する、鶏の抗病性育種事業を本所で実施した。

(運営費2億315万3千円)

オ その他の家畜

馬(農用・乗用)及びめん羊の改良増殖については、十勝牧場、山羊の改良増殖については長野牧場で実施した。なお、十勝牧場の種雌羊舎、長野牧場の堆肥舎の整備を行った。

実験動物の改良増殖については、兎と小型山羊について長野牧場、小型豚について茨城牧場で実施した。

(運営費7,747万6千円、施設整備費1億6,081万1千円)

カ 育種素材の確保

肉用牛リムジン種の性能調査を十勝牧場で実施するとともに、鶏の改良増殖の参考に資するために外国ひなの性能調査を、岡崎及び兵庫牧場において実施した。

また、育種改良上有用な個体及び系統の収集、保存を実施した。

(運営費3,344万7千円)

キ 外国種畜等の購入

家畜改良センターの種畜の改良に資するため、フランスから馬(ベルシュロン種、ブルトン種)を導入するとともに、国内購買により乳用牛、鶏を導入した。

また、乳用牛、外国種肉用牛については凍結精液を海外から輸入した。

(運営費4,781万円)

ク 飼料生産業務

飼料生産については、大家畜の飼育に必要な粗飼料を確保するため、大型農機具を活用した効率的な乾草及びサイレージの生産を行うとともに、飼料の高位生産技術及び低コスト化技術の調査を行った。2,385haの飼料生産ほ場において、TDN換算で、乾草5,589t、サイレージ類3,332t、穀実類82tを生産した。

(2) 先端技術の開発・実用化

効率的な家畜改良増殖及び畜産経営を推進するためには、受精卵移植等の畜産新技術の活用・普及を図ることが必要である。

このため、本所において牛の核移植技術、鶏の凍結精液及び種卵保存技術、理化学的分析を活用した肉用牛の枝肉評価技術及び同技術を利用した効率的肥育技術並びに高品質肉豚及び肉鶏生産のための育種手法、無脂固型分向のための乳用牛の飼養管理技術等の開発・実用化に係る各種事業を実施するとともに、新たに遺伝子開発技術を活用した肉質に優れる肉用牛の新育種手法の開発・実用化のための事業を開始し、これに用いるリファレンスファミリーの造成に着手した。

また、豚の受精卵移植関連技術の開発・実用化のための事業を茨城牧場で、飼養管理等の省力化や低コスト化等を図るための、超集約的放牧技術の実用化及び皮下装置マイクロチップの利用による自動個体識別技術の実用化等についての事業を十勝牧場で実施するとともに、本所、新冠、十勝、奥羽、岩手、鳥取及び宮崎牧場において、県・民間等の畜産新技術関係機関を集めた畜産新技術普及推進協議会を開催し、畜産新技術の普及を行った。なお、新冠牧場において、酪農超省力化開発施設の整備を行った。

(運営費1億8,650万円、施設整備費6億2,922万5千円)

(3) 畜産新技術の実証展示及び指導研修

ア 畜産新技術の実証展示

畜産新技術を活用した肉用牛の低コスト・管理体系を普及するため、本所において、多胚誘起法による双子生産技術及び電気牧柵等を活用した低コスト肉用牛生産技術の実証展示を実施した。

(運営費6,907万6千円)

イ 畜産新技術指導研修及び畜産技術協力

畜産新技術の実用化及び実証展示で得られた成果を普及するために、本所において都道府県等の畜産技術者を対象として家畜人工授精指導者研修及び家畜受精